

## キャリアコンサルタント試験 受験資格2の審査基準・様式の変更について

厚生労働大臣登録試験機関  
キャリアコンサルティング協議会  
日本キャリア開発協会

キャリアコンサルタント試験の受験資格のうち、受験資格2「労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力開発及び向上のいずれかに関する相談（以下、キャリアコンサルティングの実務）に関し3年以上の経験を有する者」について、2024年（令和6年）4月より、以下の通り、実務経験証明書の様式・審査基準を変更することといたしました。

### 1. 実務経験証明書の様式の変更について

- ・記入漏れを防ぐため記入欄を細分化しました。
- ・確認者については、従来の記名に加え、連絡先（電話番号またはメールアドレス）を記入いただくようにいたしました（疑義があった場合に、確認の連絡をする場合があります）。以下2. もご参照ください。
- ・1社に1枚の原則をなくし、複数組織での経験を1枚に記入できるようにしました。
- ・従事期間の計算を日単位で行うこととしました。これに伴い、経験年月数の算出にあたっては最大で「申請日までの通算年月数（端数の日は切り捨て）」といたします。

### 2. 相談の内容の確認者について

受験資格2として申請するためには、以下いずれの場合でも必ず第三者の確認が必要、といたしました。第三者の確認が取れない場合は、申請を受理することはできません。

- ・キャリアコンサルティングの実務に現に従事しており、直属の上長または人事記録を参照できる第三者の確認が得られる方
- ・離職者の場合、キャリアコンサルティングの実務に従事していた際の事業者からの確認が得られる方
- ・個人事業主、法人の代表の場合、キャリアコンサルティングを専らの業務として現に行っており、キャリアコンサルティング業務受託先の確認が得られる方。なお、受託先事業者の確認に加え、申告の期間中ご自身が代表であることを証明できるものと、実際にキャリアコンサルティング業務を行っていたことが分かる書類（確認者との契約書等）の写しの提出も必要です。詳細は実務経験証明書様式2ページ目の「注意事項」をご確認ください。申請の段階ですべての書類をご提出ください。書類に不備があっても再提出による審査は行いません。

### 3. 過去に従来の様式で受験申請された方について

過去1年以内に行われた試験の申請時に実務経験証明書を提出した場合、2回目以降の受験では、初回提出書類一式の写しの再提出でも受付けておりましたが、審査基準が変更になったことから、過去に申請があった方でも、新たな様式により申請をお願いいたします（第26回に限っては、移行期間として旧様式でも受け付けますが、審査基準は新しい基準が適用されます）。過去に受験いただいた方でも、審査基準の変更により、受験資格を満たさないと判断される場合がありますのでご了承ください。

# キャリアコンサルタント試験 実務経験証明書

氏名	
----	--

作成日	
-----	--

再受験のために再提出する場合、作成日は更新しないで、このまま写しを再提出してください。

No.1	期間 (自)	従事年月数	相談の形式 (該当に○)	対象者	相談の主な内容	頻度
	期間 (至)					
No.1	勤務先名称		個別面談 グループ面談			
	所属					
	職名 <sup>*1</sup>					
	確認者 <sup>*2</sup>	上記の者の「期間・所属・職名」欄及び「対象者・相談の主な内容・頻度」欄について確認しました。				
				連絡先 (電話番号またはメールアドレス)		
No.2	期間 (自)	従事年月数	相談の形式 (該当に○)	対象者	相談の主な内容	頻度
	期間 (至)					
No.2	勤務先名称		個別面談 グループ面談			
	所属					
	職名 <sup>*1</sup>					
	確認者 <sup>*2</sup>	上記の者の「期間・所属・職名」欄及び「対象者・相談の主な内容・頻度」欄について確認しました。				
				連絡先 (電話番号またはメールアドレス)		
No.3	期間 (自)	従事年月数	相談の形式 (該当に○)	対象者	相談の主な内容	頻度
	期間 (至)					
No.3	勤務先名称		個別面談 グループ面談			
	所属					
	職名 <sup>*1</sup>					
	確認者 <sup>*2</sup>	上記の者の「期間・所属・職名」欄及び「対象者・相談の主な内容・頻度」欄について確認しました。				
				連絡先 (電話番号またはメールアドレス)		

注意事項\*1：申請者本人が所属先の代表者または個人事業主、フリーランス等である場合、確認者の証明に加え、上記に記載した内容に関し

- ご自身が各欄で申告の期間中、キャリアコンサルティング業務を行う組織の代表者であることがわかる書類または個人事業主としてキャリアコンサルティング業務を開業していることがわかる書類、
- ①において、実際にキャリアコンサルティング業務を行っていたことが分かる書類（確認者との契約書等）の写しの添付が必要です。詳しくは裏面（エクセルの場合は別シート）の「注意事項」を参照してください。

\*2：確認者の方へ すべての項目について確認できる場合は、以下の欄にまとめて必要事項をご記入ください。

上記の者のすべての「期間・所属・職名」欄及び「対象者・相談の主な内容・頻度」欄について確認しました。	勤務先名称 <sup>*3</sup>	所属	役職	氏名
	連絡先 (電話番号またはメールアドレス)			

\*3：受験申請者の勤務先名称と、確認者の勤務先名称が異なる場合は、この欄に理由を記載のうえ、名称が変更になったことがわかる客観的な書類やグループ会社一覧等、両組織の関連がわかる書類を添付してください。（会社ウェブサイト沿革の写し、グループ会社一覧など）

--

# 注意事項

- 従事していた期間は半角数字で入力してください。従事期間が自動で計算されます。
- 実務経験を申告する期間は、3年を満たす分のみの記載で結構です。
  - ・同時期に複数の実務経験がある場合、重複しているものは除いて3年間の期間が必要です。
  - ・相談の形式、対象者、相談の主な内容、頻度はすべての欄を記入してください。空欄がある場合、不受理となる場合があります。
- 申請者の勤務先名称と確認者の勤務先名称が異なる場合、その理由を末尾\*3欄に記入し、両組織の関係がわかるような客観的な資料を合わせてご提出ください。
- 申請者本人が所属先の代表者または個人事業主、フリーランス等である場合、確認者の証明に加え、以下の補足書類の提出が必要です。必ず受験申請書・実務経験証明書と同時にすべての補足書類を提出してください。再提出による審査は行いません。

申請者本人が代表者である場合		
①	ご自身が各欄で申告の期間中キャリアコンサルティング業務を行う組織の代表者であることがわかる書類	3ヶ月以内に取得した法人の履歴事項全部証明書。ここで確認される「目的（事業内容）」に、キャリアコンサルティングが含まれると考えられる内容があり、かつ経験欄にて申告の期間中ご自身が代表であることが読み取れない場合は、有効な書類として認めることはできません。事業内容にキャリアコンサルティングが含まれていることが履歴事項全部証明書から判断できない場合は、定款も追加でご提出ください。
②	①において、実際にキャリアコンサルティング業務を行っていたことが分かる書類（確認者との契約書等）	実務経験証明書で申告した業務を受託していることがわかる契約書の写し等。少なくとも3年分の提出が必要です。契約書等の内容から、キャリアコンサルティングが含まれると考えられる内容が読み取れない場合は、有効な書類として認めることはできません。

申請者本人がフリーランスや個人事業主である場合		
①	ご自身が各欄で申告の期間中、個人事業主としてキャリアコンサルティング業務を開業していることがわかる書類	「個人事業の開業・廃業等届出書（開業届）」の写しと、少なくとも3年分の確定申告書第二表の写し。開業届の職業または事業の概要欄に、キャリアコンサルティングが含まれると考えられる内容が含まれていない場合は、有効な書類として認めることはできません。
②	①において、実際にキャリアコンサルティング業務を行っていたことが分かる書類（確認者との契約書等）	実務経験証明書で申告した業務を受託していることがわかる契約書の写し等。少なくとも3年分の提出が必要です。契約書等の内容から、キャリアコンサルティングが含まれると考えられる内容が読み取れない場合は、有効な書類として認めることはできません。

(2024.04.01)